

令和4年4月採用

安曇野市職員採用試験受験案内
中級（経験保育士・歯科衛生士）
初級（行政・土木・建築・障がい者対象）

安 曇 野 市

この試験は、安曇野市職員採用候補者を決定するために行うものです。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等が変更となる場合には、市ホームページ・受験申込者にメールによりお知らせします。

受 付 期 間	令和3年8月16日（月）～8月27日（金） （受付時間：午前8時30分～午後5時） ●原則としてインターネットで受験登録の上、受験申込書をダウンロードして提出してください。 ※申し込みは、持参又は郵送とし、郵送の場合には8月27日（金）必着で特定記録郵便等の確実な方法により提出してください。
第 1 次 試 験	令和3年9月19日（日）
お問い合わせ先	〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 総務部職員課職員担当 電話 0263-71-2405（直通） Fax 0263-71-5155

1 試験の種類、試験区分、採用予定人員、受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受験資格
中級 (短大卒程度)	経験保育士	3名程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有し、保育園(無認可を除く)、幼稚園(無認可を除く)又は認定子ども園において保育士又は幼稚園教諭の職務経験が3年以上(令和3年8月15日現在)ある人(注)
	歯科衛生士	1名程度	平成9年4月2日以降に生まれた人で、歯科衛生士の資格を有する人または令和4年春の国家試験で当該資格を取得見込みの人
初級 (高卒程度)	行政	6名程度	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人。ただし、 <u>4年制大学の卒業者及び卒業見込み者は受験できません。</u>
	土木	2名程度	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、土木の専門課程を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人。ただし、 <u>4年制大学の卒業者及び卒業見込み者は受験できません。</u>
	建築	1名程度	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、建築の専門課程を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人。ただし、 <u>4年制大学の卒業者及び卒業見込み者は受験できません。</u>
障がい者を対象とする試験 (高卒程度)	行政	6名程度	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で次の要件をすべて満たす人 ○昭和57年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人 ○事務職として職務の遂行が可能であること ○活字印刷文による出題(筆記試験)に対応できること

(1) 日本国籍を有しない人も受験できます。(就職が制限されている在留資格の人は除く。)

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 安曇野市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(3) 主な職務内容

ア 行政及び障がい者を対象とする試験の主な職務内容は、行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等の一般事務となります。

イ 経験保育士・歯科衛生士・土木・建築試験の主な職務内容は、それぞれの専門職業全般となりますが、異なる業務に従事していただくことがあります。

(4) 受験資格等

同一年度内に実施する他の安曇野市職員採用試験を受験している場合、重複して受験することはできません。

(注)

・中級(経験保育士)受験の方の保育士等資格及び職務経験年数の受験資格は、令和3年8月15日現在において有している必要があります。

・3年以上の職務経験とは、週の正規勤務時間が30時間以上の職務経験に限ります。

・職務経験は該当する職に1年以上継続して就業した期間が該当します。

・職務経験が複数の施設や機関等にわたっている場合は、それらの期間を通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限り通算することができます。

・最終合格決定後、職務経験年数確認のため職歴証明書を提出していただきますが、職務経験が要件を満たさない場合には採用されません。

2 試験の日時及び会場

試験区分	日 時	会 場
第1次試験	9月19日(日) 受付 午前8時00分～8時15分 入室 午前8時15分～8時30分 着席 午前8時30分 開始 午前8時45分～	安曇野市役所 本庁舎 (安曇野市豊科6000番地) Tel0263-71-2405
第2次試験	10月中旬の予定です。詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。	

※ 試験会場は、駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

(JR大糸線「豊科駅」より徒歩10分程度)

※ 車いす利用者等で駐車場の確保が必要な方は、事前に職員課までご連絡ください。

3 受験手続

(1) 受験申込登録

ア インターネットでの申し込みに限ります。

市のウェブサイトのトップページから右の「行政情報」⇒「人事・給与・職員採用」⇒

「職員採用情報」⇒「令和4年4月採用安曇野市職員採用(中級・初級)試験」

イ リンク先で受験者登録を行ってください。登録が完了すると、登録したメールアドレスに登録済みの確認メールが自動送付されます。この自動送付メールにあるパスワードを控えておいてください。

※お願い

安曇野市からの登録済み確認メール(city-azumino-nagano@s-kantan.com)が受信できるように、セキュリティ対策ソフトを設定しておいてください。

ご注意

インターネットの登録だけでは受験できません。必ず受験申込書と84円切手を貼った封筒【長形3号】等を提出してください。また、試験当日に後日郵送となる受験票を持参してください。

(2) 受験申込書提出

ア 受験申込書

市のウェブサイトのトップページから右の「行政情報」⇒「人事・給与・職員採用」⇒

「職員採用情報」⇒「令和4年4月採用安曇野市職員採用(中級・初級)試験」の中から書式をダウンロードし、自動送付メールにあるパスワードにより、書式を開いてください。

※受験申込書は、安曇野市役所総務部職員課窓口にも用意してありますが、別途「上記3(1)」のインターネットによる受験申込登録が必要となります。

イ 提出

受験申込書に必要事項を記入の上、安曇野市役所総務部職員課へ提出してください。

受験申込書には証明写真が必要となりますので、用意をお願いします。

(受験日前1カ月以内に撮影したもの。大きさは4cm×3cm程度)

受験申込書の提出方法は、次のとおりです。

- 持参による提出 安曇野市役所2階 総務部職員課 10番窓口
- 郵送による提出 **特定記録郵便等の確実な方法**により総務部職員課まで郵送してください。
- 受験申込書提出の締め切り **8月27日(金)午後5時 必着**
- 持参・郵送共に必要な書類等は下記のとおりです。

① 受験申込書

② 84円切手を貼った封筒【長形3号】(受験票の郵送用に必要です)

③ 幼稚園教諭免許及び保育士証の写し(中級(経験保育士)のみ)

郵送の場合の宛て先は次のとおり

〒399-8281
 長野県安曇野市豊科 6000 番地
 安曇野市役所 総務部職員課宛て

- (3) 受付期間 **令和3年8月16日(月)から8月27日(金)まで(土・日を除く。)**
- (4) 受付時間 **午前8時30分から午後5時まで**
- (5) 受験票は、9月1日(水)までに発送する予定です。9月6日(月)までに受験票が到着しないときは、9月7日(火)正午までに総務部職員課(電話0263-71-2405)へお問い合わせください。お問い合わせがない場合は、受験票が到着したものとみなし、その後のお問い合わせにはお答えいたしかねます。
- (6) 試験日には受験票を必ず持参してください。**受験票をお持ちでない方は受験できません。**

4 試験の方法

(1) 第1次試験

試験区分	試験の種類		試験時間	出題分野
中 級 (経験保育士)	教養試験(高校卒業程度) 択一式 40 題 試験時間 2 時間		8 時 45 分 ～ 10 時 45 分	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識を問う問題(20 題) 文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題(20 題)
	職場適応性 検査 150 題	試験時間 20 分	11 時 15 分 ～ 11 時 35 分	公務員としての職業生活への適応性についての検査
	実技試験①	試験時間 45 分	12 時 05 分 ～ 12 時 50 分	課題について、活動の内容と流れを作成
	実技試験②	試験時間 10 分程度	13 時 50 分 ～	実技試験①に基づく模擬保育・個人面接・簡単な実技(1 人 10 分程度)
中 級 (歯科衛生士)	教養試験(高校卒業程度) 択一式 40 題 試験時間 2 時間		8 時 45 分 ～ 10 時 45 分	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識を問う問題(20 題) 文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題(20 題)
	職場適応性 検査 150 題	試験時間 20 分	11 時 15 分 ～ 11 時 35 分	公務員としての職業生活への適応性についての検査
	専門試験 用語説明問題(5 問) 論述問題(1 問) 試験時間 1 時間 30 分		12 時 05 分 ～ 13 時 35 分	歯科衛生士として必要な専門知識、見識 人体(歯・口腔を除く)の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論及び歯科診療補助論等
初 級 (行政) (土木) (建築)	教養試験(高校卒業程度) 択一式 40 題 試験時間 2 時間		8 時 45 分 ～ 10 時 45 分	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識を問う問題(20 題) 文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題(20 題)
	職場適応性 検査 150 題	試験時間 20 分	11 時 15 分 ～ 11 時 35 分	公務員としての職業生活への適応性についての検査

	作文試験 試験時間 1時間30分	12時05分 ～ 13時35分	出題されたテーマについて400字詰め原稿用紙2枚程度にまとめるもの	
障がい者を 対象とする 試験 (初 級)	教養試験(高校卒業程度) 択一式40題 試験時間 2時間	8時45分 ～ 10時45分	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識を問う問題(20題) 文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題(20題)	
	職場適応性 検査 150題	試験時間 20分	11時15分 ～ 11時35分	公務員としての職業生活への適応性についての検査
	作文試験 試験時間 1時間30分	12時05分 ～ 13時35分	出題されたテーマについて400字詰め原稿用紙2枚程度にまとめるもの	

※ 中級(経験保育士)は、昼食休憩の時間を取ります。昼食休憩中の外食等は可能ですが、ゴミは各自お持ち帰りください。

※ 中級(歯科衛生士)、初級(行政・土木・建築・障がい者を対象)の試験に、昼食休憩の時間はありませんが、試験の途中に休憩時間(15分程度)ありますので軽食は可能です。ゴミは各自お持ち帰りください。

※ 試験は、午前8時45分開始とし、歯科衛生士、行政、土木、建築、障がい者を対象とする試験の終了は、概ね13時35分ごろを終了予定とし、中級(経験保育士)は実技試験②が終了した方から解散となります。

※ 障がい者を対象とする試験で、拡大鏡、補聴器、車いす、日常生活用具、手話通訳など、**試験会場での配慮を希望する方は、必ず受験申込書の「特記事項」欄に必要事項を記入してください。**拡大鏡、補聴器等はご自身で用意してください。なお、手話通訳は口述試験(個人面接)のみとなります。

※ **第1次試験日に実施する職場適応性検査(適性検査)及び作文試験については、「(2) 第2次試験」の注意書き(赤枠)をご確認ください。**

※ 第1次試験日に実施する職場適応性検査(適性検査)には配点はありません。

・ 第1次試験当日の持ち物

受験票、鉛筆(HB3本以上)、消しゴム、鉛筆削り、マスク等ウイルス対策用品等
なお、中級(経験保育士)試験受験者は、昼食等をご用意ください。

※ **障がい者を対象試験の受験者は、交付を受けている手帳を持参してください。**

(2) 第2次試験

試験区分	試験の種類(予定)	内容(予定)
全区分	口述試験	人柄、性向等についての個人面接
注意! 以下の点についてご注意ください。		
作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点(第1次試験合格者のみ)は第2次試験で行います。第1次試験日に職場適応性検査(適性検査)・作文試験を受験していない場合には、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。		

※第2次試験の詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。

5 採 用

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、意向確認のための打合せ等の後に最終的な採用者が決定されます。なお、心身の故障などにより職務の遂行に支障があったり、またはこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。
- (2) 採用日は、原則として令和4年4月1日採用の予定です。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年です。
- (4) 受験資格がないことが判明した場合、または受験資格が「卒業（資格取得）見込み」で合格後に卒業、必要とされる資格取得ができない場合には、合格等を取り消します。
- (5) 受験申込書などに記載漏れや不実記載があった場合には、試験に合格したとしても合格を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
- (6) 合格者に意思確認書等の必要な提出していただきますが、提出の結果、受験資格を欠くことが判明した場合や、必要となる書類が提出できない場合などは、合格が取り消しになることがあります。なお、診断書等作成に必要な費用は、合格者の負担となります。

6 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただくこととなります。

- (1) 「公権力の行使」に該当する職務と該当しない職務の代表例は、次のとおりです。

該当しない職務 (外国籍職員が担当できる職務)	該当する職務 (外国籍職員が担当できない職務)
庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、水道経理、社会・学校教育、市道の設計・工事監理等	税の賦課・滞納処分、生活保護、都市計画の決定・立入り調査等

- (2) 「公の意思の形成へ参画」する職は、次のとおりです。
行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

7 勤務条件

- (1) 給 与

短大又は高校卒業後直ちに採用された場合の給料月額、短大卒初任給 163,100 円、高卒初任給 150,600 円が目安となります（標準参考目安となる給料月額は、30 歳 247,900 円、40 歳 319,000 円となります）。

ア 給料月額は現行のもので、採用時まで改定等があった場合は、改定後の金額が適用となります。

イ 公務員その他の前歴がある人は、規定により前歴調整を行った額となります。

ウ その他、各種手当（通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当等）がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

- (2) 勤務時間、休暇・休業

原則として、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む。）の7時間45分、休日は土・日及び祝日です。また、年次休暇（年20日、ただし、採用が4月の場合の初年度は15日）、特別休暇（夏季、結婚等）、療養休暇、介護・育児休業等があります。

※ 上記以外の勤務条件については、条例等により定められています。

8 その他

- (1) 職務遂行に役立つ土木施工管理技士などの資格をお持ちの方は、受験申込書に明記をお願いします。
- (2) 採用後は市内在住を基本とし、消防団、区、地区公民館などの地域活動へ市役所職員として積極的に参加することが求められます。